

令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー政策動向分析・調査支援事業）」に係る企画競争募集要領

令和5年8月10日
経済産業省
資源エネルギー庁
長官官房 総務課 戰略企画室

経済産業省では、令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー政策動向分析・調査支援事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障に対する緊張感の高まりなど、平成30年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画の策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、令和3年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定された。

第6次エネルギー基本計画では、①令和2年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や令和3年4月に表明された「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出を46%削減することを目指し、50%の高みに向け挑戦を続ける」とした新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の方向性を示すとともに、②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示す、という2点を重要なテーマとして策定した。

脱炭素化に向けた世界的な潮流に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大、激甚化する災害（北海道胆振東部地震・令和2年7月豪雨等）や緊迫度を高める中東情勢等、我が国のエネルギーを巡る状況はその時々の国内情勢に加え、当然世界情勢にも左右されるものであり、引き続きこうした動向を調査・分析しながら、具体的な政策を検討していく必要がある。

そこで、本事業では、エネルギー政策動向分析・調査支援として、①諸外国におけるエネルギー事情と政策動向についての調査（海外実地調査や各分野の国内外有識者を招聘した意見交換の実施）や②中長期のエネルギー需給見通しに係る分析手法の改善検討、③発電コストの分析手法の改善検討、④再生可能エネルギー・ポテンシャル試算のためのデータ整備、⑤各種分析に必要な統計データの収集・分析体制の整備等を行うことで、今後のエネルギー政策の立案に活かしていくことを目的とする。

2. 事業内容

(1) 海外のエネルギー政策についての調査

本事業においては、次期NDCの策定を含め、エネルギー戦略立案を進める海外各国の政策動向の調査として、文献調査に加え、必要に応じて実際に海外に出張し、諸外国の政府機関や事業者、有識者等に対して事例調査・意見交換を行う。なお、海外実地調査につき、現時点では欧米を中心に計1回程度の渡航を予定しているが、渡航先や頻度等は、資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室（以下「担当者」という。）と相談の上で決定する。

また、必要に応じて国内外の有識者を国内に招聘した意見交換の場を設定し、概要資料を作成する（外国人有識者の招聘については、主に米国・欧州から1回程度を予定。2人程度の有識者を招聘することを予定）。具体的には、招聘する国内外の有識者の選定や会場の選定、先方との日程調整や招聘ロジ、当日の運営等の調整作業に加え、アジェンダや議事録、概要レポートの作成作業等を実施する。

(2) 国内のエネルギー動向についての調査

本事業においては、主に国内のエネルギー消費、再エネのポテンシャル、経済指標などについて、既往の文献による調査や各種統計を用いた定量分析などにより、情報を整理する。その際、バックデータも併せて納入を行い、作成方法の共有も併せて行う。具体的な分析の内容・整理方法は担当者との協議に基づき、決定する。

(3) 中長期のエネルギー需給見通しに係る実績の検証と分析手法の改善・検討

本事業においては、2030年度におけるエネルギー需給の見通しの分析手法をベースにしつつ、経済見通し・イノベーション等の足下の変化や(4)での発電コストに関する検討状況、(1)で行う海外の政策動向に関する調査等を踏まえ、これまでの見通しの実績の検証を行うとともに、産業別・部門別の動向を踏まえた目標の妥当性について再評価を行う。また、2030年度以降の中長期的なエネルギー需給見通しの分析や分析手法の改善・検討を行う。なお、その際の諸元等の設定は、担当者との協議に基づき、決定する。

(4) 発電コストに係る分析手法の改善・検討

本事業においては、既存の発電コストの分析手法をベースにしつつも、発電コストをより適切に把握することができるよう、OEC/NEAの分析等も踏まえながら、日本の各電源に帰属するシステムコスト・VALCOE等の算出といった新たな分析手法に関する既存研究整理や改善検討を行う。

また、エネルギー・電力モデルによるシミュレーションと検証を実施し、上記コスト分析の検討と相互連関的に進めつつ、エネルギー・電力システムを構成する設備・燃料等の必要量等に関する分析を行い、結果を整理する。なお、その際の諸元等の設定は、担当者との協議に基づき、決定する。

(5) 総合エネルギー統計作成のための調査・検討

水素やアンモニアなど、現在総合エネルギー統計で集計していないエネルギー種について、供給量及び需要量の統計データを得るために、必要な調査を行い、総合エネルギー統計への反映方法について担当者とも相談のうえ検討する。調査の実施に当たって必要なデータや資料は、デスクトップ調査や専門家へのヒアリングにより入手する。

(6) エネルギー・環境関連のデータ収集・分析・整理・翻訳支援

上記(1)～(5)の事業の他に、毎月50人時を限度（平均20人時程度）に、担当者の指示に基づき、エネルギー・環境関連のデータ収集・分析・整理（パブリックコメントを含む）・翻訳を行い、指示から1週間以内を目途に納入を行う。その際、バックデータも併せて納入を行い、作成方法の共有も併せて行うものとする。

また、担当課において、国際機関との打合せを行う際、必要な通訳の手配を行うとともに、打合せ終了後に議事要旨の作成を行う。

(7) その他

- ・事業期間中、担当者から指示があった場合は、既に電子媒体化したデータ及び分析結果の全部又は一部を抽出し、速やかに提出する。
- ・上記に掲げる事項の他、各事業を実施する上で必要となる事項については、適宜、担当者と調整の上で実施する。
- ・委託契約締結日から委託契約終了日までの間、最低でも1ヶ月に1度程度、担当者と打合せを行い、進捗状況の報告を行う。
- ・個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法の関連法令やガイドライン等に従い、適正に取扱う（再委託業者も同様）。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和6年3月29日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：50,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和5年8月10日（木）

締切日：令和5年9月5日（火）12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせ先に対し連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和5年8月17日（木）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

開催日時：令和5年8月21日（月）14時～15時

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を（4）により提出してください。
 - ・申請書（様式1）
 - ・企画提案書（様式2）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。

⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

（1）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）

謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力当に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託・外注費	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費</p> <p>※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。</p>
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

②一般管理費率の算出基礎の見直し

$$(一般管理費 = (人件費 + 事業費) \times \text{一般管理費率})$$

- (3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

1.1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課 戦略企画室

担当：中西、前波

E-mail : bz1-s-enecho-senryakukikaku@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和5年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー政策動向分析・調査支援事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上